

CHAPTER

# 06

第6章

## 統括防火管理者への階段

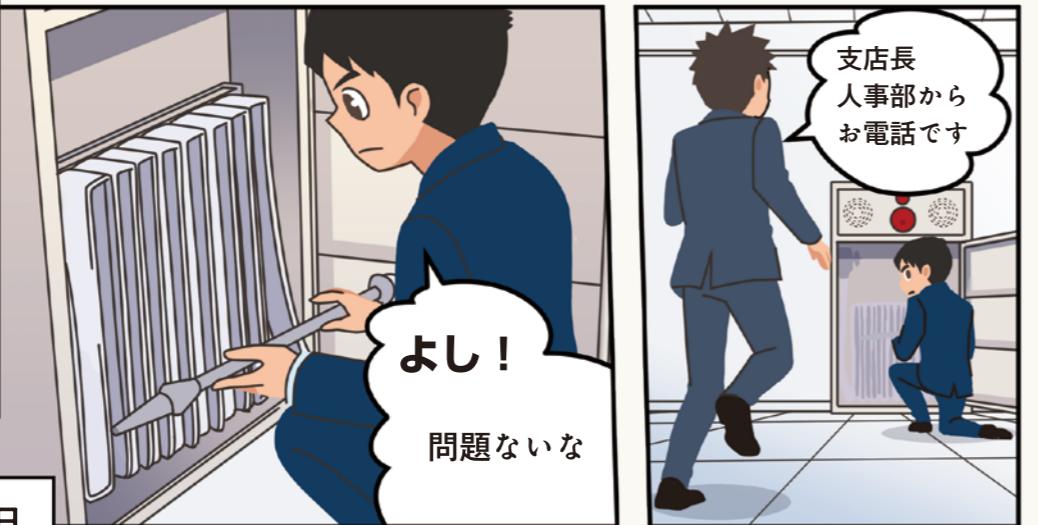
057 甲種防火管理再講習の受講義務

059 統括防火管理制度

062 column 6 防火管理 番外地

## 第6章

### 統括防火管理者への階段



5年後 2026年3月1日



## 甲種防火管理再講習の受講義務

不特定多数の者が出入する防火対象物では、火災等を未然に防ぎ、あるいは発生した場合に被害を最小限に止めるため、より高度な防火管理能力が求められます。

そのためには、防火管理に関する最新の知識と技術が必要とされることから、一定規模以上の防火対象物に選任されている甲種防火管理者は、新規講習終了後、5年以内ごとに再講習を受講することが消防法令で定められています。なお、講習以外で資格を取得した人(学職経験者等)は、受講義務はありません。

### 再講習の受講義務となる防火管理者

- 特定用途防火対象物で建物全体の収容人員が300人以上の甲種防火対象物

+

- 甲種防火管理者の選任が義務となる事業所(テナント)の防火管理者に選任されている

※「テナントの防火管理者の資格区分」を確認してください。

[詳細 ▶ P007](#)

#### 【防火管理者が1人の場合】

(6)項イ、面積10,000m<sup>2</sup>、収容人員500人  
病院(甲種防火対象物)



防火管理者  
(甲種防火管理講習修了者)

再講習の受講義務あり

#### 【防火管理者が複数の場合】

(16)項イ、面積3,000m<sup>2</sup>、収容人員450人  
複合用途(甲種防火対象物)

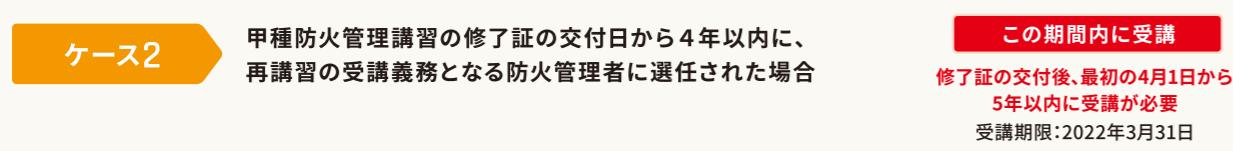


1階 コンビニ、スポーツジム  
2階 居酒屋、喫茶店、レストラン

ホテル(収容人員240人) 防火管理者A(甲種防火管理講習修了者)	再講習の受講義務あり
居酒屋(収容人員30人) 防火管理者B(甲種防火管理講習修了者)	再講習の受講義務あり
喫茶店(収容人員20人、乙種防火管理者の選任可) 防火管理者C(甲種防火管理講習修了者)	再講習の受講義務なし (乙種防火管理者の選任可の部分のため)
レストラン(収容人員60人) 防火管理者D(甲種防火管理講習修了者)	再講習の受講義務あり
コンビニ(収容人員20人、乙種防火管理者の選任可) 防火管理者E(乙種防火管理講習修了者)	再講習の受講義務なし (乙種防火管理者のため)
スポーツジム(収容人員80人) 防火管理者F(甲種防火管理講習以外で資格取得)	再講習の受講義務なし (講習修了者に限るため)

## 再講習の受講期限

甲種防火管理再講習の受講期限の考え方については、以下の2つのケースがあります。



### ■防田管太郎の場合



### 考え方

- ・甲種防火管理講習の修了証の交付日から4年以上経過しているので、ケース①に該当します。
- ・ケース①の場合、防火管理者に選任されてから1年内に再講習の受講が必要になります。
- ・2021年4月1日に(株)SBK札幌支店の防火管理者に選任されていますが、再講習の受講義務がない防火管理者のため、その期間は再講習の受講期限を考えるうえで考慮しません。

※2021年4月1日に(株)SBK札幌本社の防火管理者に選任されていた場合、ケース②に該当し、2026年3月31日までに再講習の受講が必要になります。



# 統括防火管理制度

## 統括防火管理制度とは

複数の管理権原者で構成される高層建築物、地下街、複合用途の建物などでは、建物全体で相互協力する体制がないと、火災のときに混乱を招いたり、避難上の問題が生じるなど、大惨事に至る可能性があります。

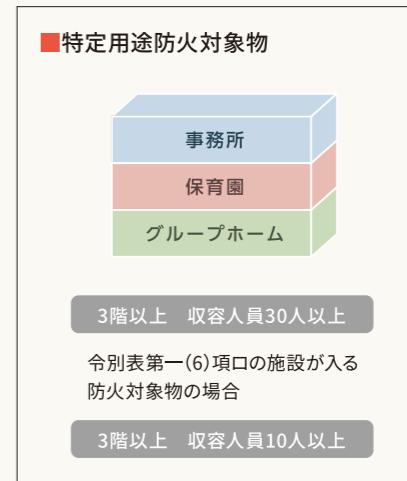
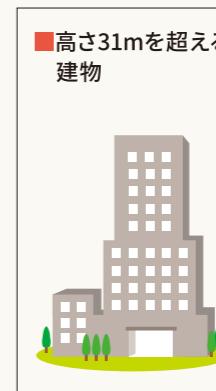


統括防火管理制度は、建物全体の一体的な防火管理を行うために、建物のすべての管理権原者が協議して、建物全体についての防火管理上必要な業務を統括する「統括防火管理者」を選任し、全体についての消防計画を定め、それに基づく建物全体の訓練や防火管理上必要な業務を行う制度です。

## 統括防火管理が必要な防火対象物

次のいずれかに該当する防火対象物で、管理について権原が分かれているもの

- ①高層建築物(高さ31mを超える建築物)
- ②避難困難施設(令別表第一(6)項口の施設)が入っている防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの
- ③特定用途防火対象物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの(令別表第一(6)項口の施設を含む防火対象物を除く。)
- ④複合用途の非特定用途防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、収容人員が50人以上のもの
- ⑤地下街のうち、消防長または消防署長が指定するもの
- ⑥準地下街



## 統括防火管理者とは

防火管理者と同様に防火管理講習の修了者等で、防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有する者として、以下の要件を満たす者です。

- 管理権原者から防火上必要な権限が付与されていること
- 管理権原者から必要な業務の内容の説明を受けており、かつ、十分な知識を有していること
- 管理権原者から防火対象物の位置、構造、設備の状況等の事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること

## 統括防火管理者の責務

- 「全体についての消防計画」の作成
- 「全体についての消防計画」に基づく、消火、通報及び避難訓練の実施
- 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設等の管理

## 統括防火管理者の指示権

統括防火管理者は、統括防火管理の業務上必要があると認めるときは、各テナントの防火管理者に対して、その権限の範囲において必要な措置を指示することができます。

例えば、廊下などの共用部分に置かれているテナントの物品を撤去することの指示や、建物全体の消火、通報、避難訓練に参加しないテナント関係者に対して参加を促すことについての指示などです。

### 【統括防火管理制度の体系】



**○** 統括防火管理者を選任することにより、雑居ビル等における防火管理の役割分担を明確にし、自主的な防火管理体制の確立を図る必要があります。

## 全体についての消防計画

消防計画は、防火管理が義務となる防火対象物や各テナントの防火管理者が作成します。しかし、統括防火管理者の選任が義務となる防火対象物では、管理権原の及ぶ範囲が不明確であったり、訓練も部分的なものになりがちです。

このため、「全体についての消防計画」では、管理権原の範囲を明確にし、防火対象物全体の総合的な訓練の実施などを定めることを義務付けています。

### 「全体についての消防計画」に定める事項

#### 01 各管理権原者の権原の範囲



#### 02 防火管理業務の一部委託に関する事項



#### 03 訓練の定期的な実施



#### 04 避難施設の維持管理



#### 05 災害発生時の自衛消防活動



#### 06 消防隊への情報提供と誘導



#### 07 その他全体の防火管理に関して必要な事項



各事業所(テナント)の防火管理者が作成する消防計画は、建物全体としての防火管理をより有効に機能させるため、全体についての消防計画と整合性を図ることが必要です。全体についての消防計画を作成したとき、または変更したときは、消防署への届出が必要です。

## column 6

## 防火管理 番外地

～防火対象物の使用開始と特定一階段等防火対象物～

札幌市では、建物や建物の一部をこれから使用しようとする場合、使用を始める4日前までに、その内容を建物の所在する区の消防署に届け出なければなりません。

### なぜ届出が必要か

消防署が防火対象物の使用状況を把握し、防火の専門家の立場から届出内容の確認及び消防用設備等の設置状況などを事前に審査・指導することにより、建物の安全性を確保することが必要なためです。



### 届出の対象となる場合

#### ●用途を変更して使用する



#### ●建物や建物の一部を新たに使用する



#### ●テナントが入れ替わる



テナントが入れ替わった場合は、防火対象物の使用開始の届出だけではなく、消防法令上、厳しい規制が求められる特定一階段等防火対象物となる場合があります。

### 特定一階段等防火対象物とは

床面積に関係なく地階または3階以上の階に特定用途があり、屋内階段が一つしかない防火対象物を特定一階段等防火対象物といいます。

避難階に直通する階段が一つしかないと、避難が大変困難であり、人命危険がほかの防火対象物と比べて著しく高くなります。



### 特定一階段等防火対象物の誕生と消防法令規制

平成13年(2001年)9月1日に東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビルで火災が発生し、消防用設備等や避難経路の不備により、44名が亡くなり、3名が負傷する大惨事となりました。この火災に伴い、消防法令が改正され、特定一階段等防火対象物というものが定められ、特定一階段等防火対象物には、それ以外の防火対象物よりも、より厳しい消防法令規制が求められるようになりました。

- 防火対象物点検の実施、消防署への報告
- 自動火災報知設備の設置基準強化
- 避難器具の設置基準強化

### 特定一階段等防火対象物となる場合

4階部分に特定用途のテナント(飲食店)が入ることで、特定一階段等防火対象物と判断された場合、消防用設備等の設置基準が厳しくなるなど、規制が厳格化されるので、建物関係者は注意してください。



発行者 札幌防火管理者協会  
〒064-8586札幌市中央区南4条西10丁目  
札幌市消防局予防部予防課内  
TEL(011)215-2040 FAX(011)281-8119  
e-mail [bouka@anzenkanri.com](mailto:bouka@anzenkanri.com)

発行日 2021年3月

落丁・乱丁本は発行者までご連絡ください。お取替えいたします。  
本誌掲載写真・イラストの無断複製・転載を禁じます。